

別表1 (補助事業)

	事業分類	事業内容
補助事業	(1) バリアフリー化整備事業 (工事) ※1	バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び当該施設の敷地内で行う以下の施設及び設備の整備 1 廊下等 2 階段 3 傾斜路 4 エスカレーター 5 便所 6 客室整備 7 敷地内の通路 8 駐車場 9 浴室等 10 移動等円滑化経路を構成する出入口 11 エレベーター及びその他の昇降機 12 標識 13 案内設備 14 案内設備までの経路 15 子育て支援設備
	(2) バリアフリー化整備事業 (備品購入) ※2	バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び当該施設の敷地内で行う、上欄の施設及び設備に係る工事を伴わない備品の購入
	(3) バリアフリー化整備事業 (設計) ※3	バリアフリー化整備事業のうち(1)に係る設計

※1：バリアフリー化の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）」及び「大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）」の基準によるものとする。ただし、現行基準で建てられた施設については、補助の対象外とする。

※2：「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」又は「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン（令和8年3月改訂版）」等に掲載されている備品の購入を対象とする。ただし、現行基準で建てられた施設については、補助の対象外とする。

※3：(3) バリアフリー化整備事業（設計）に係る補助金を受けた場合は、当該設計に基づく(1) バリアフリー化整備事業（工事）、(2) バリアフリー化整備事業（備品購入）又はこれらに類するバリアフリー化事業を実施すること。

別表2（補助対象経費）

	事業分類	補助対象経費
補助 対 象 経 費	(1) バリアフリー化 整備事業（工事）	施設改修工事費、電気工事費、設備工事費、附帯設備及び 工事費、施工管理委託経費、運搬費、機器購入費、立 ち会い検査費、その他必要と認める経費
	(2) バリアフリー化 整備事業（備品購入）	別表1（2）に定める備品の購入費
	(3) バリアフリー化整 備事業（設計）	別表1（3）に定める設計に係る経費

※補助対象経費のうち、交付決定前に発注・施工又は導入した設備等にかかった経費は補助
対象外とする。

※補助対象経費は、消費税額及び地方消費税額を除いたものとする。

別表3（補助金の額）

事業分類		補助率	補助限度額
(1) バリアフリー化整備事業（工事）	EV 工事あり	3 分の 2 以内	3, 9 0 0 万円
	EV 工事なし	3 分の 2 以内	1, 3 0 0 万円
(2) バリアフリー化整備事業（備品購入）		3 分の 2 以内	4 0 万円
(3) バリアフリー化整備事業（設計）		3 分の 2 以内	4 0 0 万円

※同一補助対象施設での申請が複数回に分かれる場合にあつては、その補助金の額の合計
を補助限度額以内とする。

※EV 工事とは、別表1中「11 エレベーター及びその他の昇降機」の工事であつて、建築基
準法の確認申請の提出を要するエレベーター設置工事をいう。

別表4（交付申請添付書類）

<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業計画書（様式第7号）（備品購入のみの場合不要） ・歳入歳出予算書（様式第8号）（備品購入のみの場合不要） ・移動等円滑化基準チェックリスト（備品購入のみの場合不要） ・補助対象事業に係る建築物の現況図面及び計画図面、写真等 ・設計費、工事費又は備品購入費見積書の写し（2者以上） ・補助対象事業に係る建築物の検査済証の写し又は建築物台帳等記載事項証明書等（備 品購入のみの場合不要） ・旅館業法に基づく許可証の写し ・誓約書（様式第9号） ・その他知事が必要と認める書類
--

別表 5（実績報告添付書類）

- ・所要額精算書（様式第 10 号）
- ・歳入歳出決算書（様式第 11 号）（備品購入のみの場合不要）
- ・契約書、請書、発注書等の写し
- ・領収書、納入書等
- ・完了図面、写真等
- ・移動等円滑化情報公表計画書副本の写し
- ・その他知事が必要と認める書類